

議案第24号

目黒区介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年6月17日

提出者 目黒区長 青木英二

目黒区介護保険条例の一部を改正する条例

目黒区介護保険条例（平成12年3月目黒区条例第15号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「同号の」を「これらの」に、「33,696円」を「28,080円」に、「100分の45」を「100分の37.5」に改め、同条に次の2項を加える。

3 第1項第2号の2に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率は、同号の規定にかかわらず、35,568円（基準額に100分の47.5を乗じて得た額）とする。

4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率は、同号の規定にかかわらず、50,544円（基準額に100分の67.5を乗じて得た額）とする。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の目黒区介護保険条例第10条の規定は、令和元年度分の保険料から適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（説明） 低所得者に対する保険料率の特例を拡充するため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。

## 資料

目黒区介護保険条例の一部を改正する条例案新旧対照表

( \_\_\_\_\_ は、改正点)

改	正	案	現行	条例
(保険料率)				
第10条 (現行に同じ。)			第10条 (省略)	
2 前項第1号及び第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率は、 <u>これらの規定にかかわらず、28,080円（基準額に100分の37.5を乗じて得た額）</u> とする。			2 前項第1号及び第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率は、 <u>同号の規定にかかわらず、33,696円（基準額に100分の45を乗じて得た額）</u> とする。	
3 第1項第2号の2に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率は、同号の規定にかかわらず、 <u>35,568円（基準額に100分の47.5を乗じて得た額）</u> とする。			4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率は、同号の規定にかかわらず、 <u>50,544円（基準額に100分の67.5を乗じて得た額）</u> とする。	